

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年4月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800350号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900005号

第1 結論

請求者のA社における平成24年2月2日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成24年2月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年2月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年2月2日

A社に勤務した期間のうち請求期間に係る標準賞与額の記録がない。同社の賞与支給明細書において厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から20万円の賞与が支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記賞与の支給日については、上記賞与支給明細書及び平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、平成23年12月25日と記載されているものの、請求者から提出された支給日に関するメモ、同僚から提出された預金通帳の写し及び陳述並びにA社の元事業主の回答から判断すると、平成24年2月2日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年2月2日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。